

## 平成 28 年度第 2 回青森市健康福祉審議会障がい者福祉専門分科会 会議概要

**開催日時** 平成 28 年 7 月 26 日（火）18：00～

**開催場所** 青森市福祉増進センター「しあわせプラザ」3 階 大会議室

**出席委員** 船木昭夫会長、浅利義弘委員、蛭名篤委員、桐原郁子委員、今栄利子委員、高橋紀男委員、町田徳子委員、天野高志委員、入江克昌委員、内田利男委員、木村由紀子委員、斉藤絹子委員、谷川幸子委員 《計 13 名》

**欠席委員** 畑井英成委員、今勝一志委員 《計 2 名》

**事務局** 健康福祉部理事 浦田浩美、障がい者支援課長 土岐志保、同課副参事 吉田光秀、同課主幹 白戸高史、同課主幹 田村勲、同課主査 佐々木栄子、同課主査 佐藤進一、同課主査 笹原まい子、同課主事 吉川 趣、同課主事 上町 紫音 《計 10 名》

- 会議次第**
- 1 開会
  - 2 健康福祉部長あいさつ
  - 3 議 事  
(仮称) 青森市障がい者の権利に関する条例骨子案について
  - 4 そ の 他
  - 5 閉 会

### 議事要旨

#### (仮称) 青森市障がい者の権利に関する条例骨子案について

事務局から、資料 1 (仮称) 青森市障がい者の権利に関する条例骨子案について説明があった。

#### 意見、質疑応答

##### ○委員

資料 1 「3 用語の定義」について、前回の骨子案では差別について、提示するとしていたが、今回入っていない。「4 市の責務」の中で障がいを理由とする差別が出てくるのであれば、障がいを理由とする差別の定義について、必要ではないか。

(2) の社会的障壁の除去のための合理的配慮の定義の中で、概念という言葉を使っているのはどうしてか。

##### ○事務局

用語の定義に障がいを理由とする差別を記載する。また、参考にしているものが観念

としているので、概念を観念に修正する。

○委員

障害者差別解消法について市のホームページで公開しており、その中で障がいを理由とする差別とは何か記載されている。差別という文言で定義するのか、あるいは障がいを理由とする差別とするのか、検討していただきたい。

○委員

前文に障がい者の権利条約について付け加えたらどうか。

障がい者の権利条約の基本原則、みんなで一緒に町で暮らすこと。原則は非常に大事なことだと思っている。ICF国際生活機能分類においても、人が生きる為には、とにかく共生社会であることが前提、もちろん、ろうあ協会で要望した手話言語条例にかかわるので、是非入れていただきたい。

意思疎通に対する支援について、ただの支援という感じがするので、手話への理解促進及び普及啓発について、文言として入れてもらいたい。基本理念や市民の役割にも、手話の普及という文言を入れてもらいたい。

市は、総合的な条例を考えているが、総合的というところは、聴こえない者からは納得がいかないの、手話言語を入れてもらいたい。

参考資料を見ても手話言語条例ができている自治体がたくさんある。手話言語の普及促進を目的としているので、そこを考慮してもらいたい。

用語の定義について、障がい者の権利擁護の中に差別という文言が記載されており、障害者基本法の4条の中で差別禁止を謳っているの、その定義をきちんと入れてほしい。また、言語のところは入れてもらいたい。

合理的に作っていただきたい。言語的には非常に難しいと思うが、総合的となると、目的が若干違うのではないかと個人的に思っている。

○会長

条例骨子案では、総合的な条例を目指すとあるが、具体的な文言を入れることも含めて、総合的な条例の意味あいを含めるということになると思う。事務局のほうで整理していただくが、文言と手話言語それらの関係性がより明確に分かるように、条例の中で検討いただきたい。

○委員

章が4つあるが、もう一つ増やし、5章として手話への理解や普及などについて増やせば、手話言語に関わってくると思う。この4つの章だけを見ると、手話というか、聴こえない人へのイメージがわからない。手話への理解とか、普及とかの文言があれば、イメージがわくのではないか。

○会長

事務局は手話言語を含めて、条例案の文言の中で明確にしていく方法を検討いただき

たい。

○委員

資料1、第2章第1節の2番、社会的障壁の除去の為の合理的配慮において、9項目の配慮する場面が記載されているが、この中に、災害や災害訓練を加えていただきたい。市の防災担当の方2名に来ていただき勉強会を行った。健常者には活かせる部分が多かったが、障がい者にあてはまらないのではないかとという場面もあったので、障がい者に対する訓練などを盛り込んでいただきたい。

総合防災訓練の場にも、障がい者や当事者団体を参加させていただきたい。

○事務局

災害時における配慮については、具体的に災害が起こった時に、現場での対応の反省や教訓から必要性の高まりを感じている。盛り込んでまいりたい。

○会長

柱としては、非常に重要なことだと思う。災害時もそうだが、その前の準備、訓練も含めてということで検討いただきたい。

○会長

社会的障壁の除去のための合理的配慮の場面について、意見交換会で障がい者団体の方から伺った中で、福祉サービスではなく、行政サービスへの意見が多かった。そういう面では、行政サービスをどの様に捉えるのか検討していただきたい。

○事務局

福祉サービスのみならず、行政全般の窓口などで合理的配慮が必要であると思う。行政サービスということで検討したい。

○委員

合理的配慮について、障がい者の権利条約には特定の場合において必要とされる場合に合理的配慮をしなければならないとある。差別解消法にも必要としている旨の意思表示があった場合に合理的配慮をなさいとある。意思表示という部分を明記していないのはどういうことか。

○事務局

差別解消法の基本方針では、意思表示があった場合、または意思表示がなくても明らかかな場合とあるので、文言について検討する。

○委員

通常であれば、意思表示しなければ、配慮しなくてもよいという考え方があるのに、青森市はそれがなくても、配慮するとしているので、文言を見たときに感心した。

#### ○会長

意思表示がない場合でも、意思表示した場合でも配慮するとの意味あい、文言を改めて検討していただきたい。

#### ○委員

第2章第2節、差別等に対する相談について、障がいのある人等から相談があったときの対応として、説明及び助言とあるが、説明及び助言は、相談した障がい者に対しての説明及び助言なのか、それとも、差別したと受けとめられている相手に対してなのか、はっきりしない。当事者に説明、助言しても、本人は差別されたので、何を言われても納得いかない。相談のところは大事であるためどういう対応なのか、誰に対して助言するのか、立場を明らかにしていただきたい。

#### ○事務局

説明及び助言について、相談された方のほか、関係者への事情聴取も行うため、関係する方にも説明または助言をすることとなる。

あっせんの申し立ての前に、障がいを理由とする差別をした方への説明及び助言により、解決できる場合もあると考えている。

体制については、検討中だが、相談員を置くことや相談支援事業所に協力いただくことも含め、今後、説明してまいりたい。

#### ○事務局

補足として、相談があった際に、事実を確認するため、委員の意見のとおり、相手の方、事業者など差別をしたと受け取られる対応をした側に対しての説明等を行っていく。

そして、相手方に対して助言を行ってもなお事案が解決しない場合、あっせんとなっていく。

事業者等の話を聞いて、誤解があればそれを解いていく。また、対応が不足するのであれば、そこを改善していく。対話ということを重視して進めていきたい。

#### ○会長

相談と合わせて、助言、調整という意味あい、行政が責任を持つということ。

基本的には、差別ということでの訴えは、本人の立場に立ち、どの様に対応するのかということを中心にしていける必要がある。その中で、差別を解消するためにどの様に調整するのか、また、その中に虐待や刑法上の問題があるとすれば、その問題として違う扱いをすることになると思う。

そういう取り扱いが分かるような、個々の相談という意味合いをはっきりして欲しい。もう一つ、相談や調整を適切に行っていただきたいということが、今後の課題である。

#### ○委員

障がいのある人が、差別を受けたと訴えた場合に、相談を受けた職員が、この子は、

わがままだと言って、それは差別ではない、あなたが原因だと言われると、本人は納得がいかない。そこは、された側という立場をもっと理解して欲しい。特に精神障がい者の場合は、そういう例が多くて、子どもがちょっと暴れたとか親が愚痴で言ったりすると、日頃から危険な言動をする子のように、周りに植えつけられるところがあって、どうしてもそういう押さえつけられるところがある。

特に精神障がい者が相談するときには、差別というか、色眼鏡というか、その様に見られていると感じると、相談に行かなくなる。家から出なくなり悪循環になる。そのところが、今までの市の対応は冷たかったと私たちは思っている。

相談の窓口がどういう対応をしてくれるのか、社会に出る一歩としては、凄く大事なところなので、きちんと分かりやすく、段階を踏んで、社会に出て行けるようにしていただきたい。

#### ○会長

精神障がいについて、行政や医療の現場では、医療モデルを優先していることが、よくないところである。

あの人が私を見つめているというような、被害的なものがあるとすれば、それは、あの人が病気だからということでは、解決できない。それを知っているとすれば、それを配慮する仕方をとらなければいけない。そういう部分を分かっているのであれば、それをできるだけしないようにするということが、適切な指導であったりする。

専門職は、当然に知っているので、するべきではないことが当たり前のことだが、医療的モデルの方に、スイッチが入ってしまうと、絶対に差別が起こってしまう。

性格的に、その人を人間的にどう捉えるか、とりわけ、精神障がいを含めて考えていく必要性が十分必要である。事実として、多く起こっているのに、この悪循環を起こすことを防ぐ必要があると思う。

#### ○委員

先日、選挙で初めて投票に行った。選挙事務所に事前に電話をして、障がいがあり、親が書かせないといけないので、どの様にしたらいいか相談すると、選挙事務所の方が、投票所で困ったら誰かに声を掛けたらいいし、前もって、名前や党名を掲示していますから、そこを見るように、お母さんなりに教えてくださいと言われた。

子どもに新聞を見せて、この様に書かれているから、名前を見ても分からなかったら、何の党がいいか自分で考えるよう話した。自分なりに選挙ということや社会に加わろうとしている子どもの成長に驚きと感動を覚えた。

#### ○会長

選挙で情報をどう取得して、どう選択して、意思をどう表現するのか、障がい者が情報を得る為の手段を準備することに関しても検討していただきたい。

共生社会について、全体的に高齢者や子ども、障がい者を含めた、地域全体の中で共生社会をどう創り上げるのかということも、条例の中には、趣旨が少し分かるような形も入れ込んだ方がいいのではないかな。そういう面では、様々な教育を受ける権利等々含

めたものが必要だと思う。

青森県消費生活センターと共同で、障がい者の方々の騙されないための、「上手く断る技術と相談する技術を身につけましょう」という簡単な講座をさせていただいた。このような社会生活上の技術を障がい者自身が身に着ける方法、こういうものを広めていかなければいけない。消費生活上で騙されないだけでなく、適切にサービスを受ける、買い物ができるとか、こういうものを含めたものを広めていく為にも、差別解消は非常に重要な部分に思う。

医療の現場の話など色々あるが、お店に行って買い物する、旅館やホテルに泊まる利用するなどということも差別がないか、一つの課題になるのではないか。様々な意見が出ているが、これらのことが具体的に分かるような条例が重要かと思う。

#### ○委員

第1章4番の市の責務では、市は施策を策定し、実施しなければならない。5番の市民等の役割では、市民及び事業者は、基本理念について理解を深めるとともに、障がいを理由とする差別を解消するための施策の推進に努力するとなっているが、市民も努力しなければならないと強く表記したらどうか。

障がい者の部分だけを行政に任せるのではなく、私たちも障がい者を持つ親も含めて、市民みんなが努力しなければならない。強い文言で書かれないものか。

#### ○委員

条例、法律等には、特殊な言い回しがあり、法的な議論になると、文章に書くのは簡単だが、現実問題それに違反した時どうなるのか、そこまでは難しいのではないか。

市民の方々に、権利条約、差別解消法を広げていかないといけないため、法律などではなく、青森市で独自に制定することは有益だと思う。

青森市に限らず、障がい者の権利や差別の解消について、条例で定めていくところは全国的な傾向である。総合的なことを一つ決めておくことについては、多くの自治体が制定しているところであり、青森市も、その流れに持っていくことはいいと思う。

手話の話があったが、個人的な意見としては、手話言語条例は別に作っても良いのではないかと考えている。権利条例はあくまで総則的な話として、あとは各論的な話として別途必要であれば条例を作る。条例ではなくても、例えば、要綱やマニュアルなどをつくる。何でも条例化することがいいのではなく、条例は市議会の議決が必要になる。市議会は、年4回開かれているが、そのタイミングでないと改正ができない。一方で、こういう政策は、タイミング的にやって行かないといけないところがある。いつ、どこまで条例で決めるのか、その条例の委任を受けて、規則や要綱などで、その役割分担を見据えて考えていかないといけない。その判断の材料として、我々が意見を述べるが必要になるので、今後とも活発な議論をしていきたい。

#### ○会長

基本的に権利条例は権利条例、権利条例と合わせて、手話言語条例をどうするかということは、今後の課題ということで理解していただくほうがいいかと思う。

もう一つ、議会で決定していただくものを、分科会で検討している。議員の意見や市長の意見、そういったところも含めて検討することとなる。逆に、分科会が主導となり、市長や議員へ質問する、意見を聞くこともあり得る話かもしれない。基本的には、いい条例を作っていくため、皆さんの意見を集めさせていただきたい。

#### ○委員

東北の震災の際、私は知的認知症の方々、地域の障がいのある方、高齢の方々を葛町小学校に避難させて、5日半の避難生活の中で気付いたことを話させていただく。

学校内に避難マニュアルが全くなかったこと。何が不足しているのか、不足の内容を伝える方がいなかったこと。教育委員会へ申立てする手段がないこと。市の災害の担当課は、用具を与えることだけを考え、現場をリサーチされていなかった。

条例に盛り込むにあたり、障がいのある方も、健全な方も、災害の時は、お互い助け合って作業を手分けするようなマニュアルを作る。また、そういった展示を行うなど、障がいのある方への色々な対応を盛り込んだ避難場所、避難訓練を検討してはどうか。

#### ○会長

災害の件は改めて検討いただく。青森大学の体育館が避難所に指定されており、幸畑団地地区の住民や学生等を含めて、避難訓練を行ったが、幸畑に住んでいる障がいのある人達には、訓練などに参加できる手立てはなかったと思う。いわゆる日常生活的な活動の中で、進めていただくことと、条例のあるなしとは別の問題であるため気をつけていただければと思う。

災害は何時来るか分からないもの。そういう面での対応ということを含めて、条例の中には、それらを含めた理解の文言を入れていただきたい。

#### ○委員

用語の定義の障がいのある人のところを、障がい者も市民であるということをきちんと位置づけていただきたい。障がいのある市民と、健全者の市民とを区別するイメージがあると感じた。

#### ○委員

委員からの行政窓口の話や、意見交換会での意見の市営バスの運転手にけげんそうな顔をされたとの話に関係するが、市には、職員の対応要領はあるのか。

#### ○事務局

職員対応要領については、現在作成中である。

#### ○会長

事務局には、差別解消法への対応や条例を作る中で、行政が差別解消へ向けて率先して対応することが求められているということをお話している。

障がい者団体との意見交換会の話し合いの大部分は、行政サービスに対する意見であ

ることを踏まえ、対応をしていかなければならない。

#### ○委員

手話言語条例について、別でという意見があり非常に嬉しかった。別に作っていただきたい。もし別で無理なら手話言語をきちんと、文言として載せていただきたいと考えている。

避難訓練について、聴覚障がい者は、避難した場合に情報が入ってこないのが、熊本地震でもそうだが、災害が起こった時は、聴覚障がい者に対応するサービス、手話の協力ということが、非常に大事である。身体障がい者の場合は、音声言語でコミュニケーションがとれる場合があるが、聴覚障がい者の場合は、音声言語でコミュニケーションがとれないために、手話通訳者の必要性をととも感じている。

避難場所において障がい者への理解を広めるため、対応マニュアルのようなものがあると非常に良いと思う。行政主導でかまわないので、早期に災害時におけるマニュアルを作成していただきたい。また、避難訓練についても、当事者の人たちを交えた避難訓練が必要であると感じている。

#### ○会長

障がい者が選挙に参加する際の支援について、選挙管理委員会が、どの様な対応をするのか、非常に重要な視点ではないかと思う。さらに、障がいの特性に応じた様々な対応、いわゆる合理的な配慮をしていくことが重要な視点だと思う。

そういう面で、事務局で選挙に関する意見を聞いて、それと同時に選挙管理委員会を含めて、検討する必要の有無も合わせて検討いただくことは可能か。

#### ○事務局

参議院選挙の時に、重度の身体障がい者のお子さんをお持ちの聴覚障がいのある方から、お子さんと選挙に行ったところ、親が付き添うと投票は出来ませんと断られたという内容の相談があった。

このことを選挙管理員委員会に確認したところ、郵送で選挙をする方法はあるが、基本的には、移動ができない方が対象となり、自閉症などの障がいのある方は、郵送の対象にならないので、移動ができるのであれば投票所に行ってくださいとのことであった。

今回の事例を受けて選挙管理委員会で考えていかなければいけない。今後、どの様な対応をして行けばいいのか、市としても検討していかなければならない。

なお、郵送で投票できる制度については、広報あおもりに掲載しているが、あまり読まれていない状況である。

#### ○会長

障がい者は、選挙の情報をきちんと得ることができているのか、その上で投票するかどうか、意思表示ができるのかどうかについて、意思表示ができるような環境をつくるかどうか、前提となるので、意思表示ができないからだめということだけで決めてしまうのは、障がいを理由とした差別に繋がってしまう懸念がある。



また、個別事例として、選挙管理委員会や投票所、期日前投票所において、様々な情報や仕方、対応をお願いしたい。障がい者は、選挙を権利として執行できるかどうか重要な観点かと思うので、そのことを含めて、本人たちや皆様方、支援者の方々と共に、実現できるかという検討をお願いしたい。

#### ○委員

選挙について、参議院選挙の時に、ろうあ協会では、政見放送ビデオを見る機会を設けている。夜しか開催できないので、見られない方もいる。テレビでしか見れないが、テレビに映る候補者は、話だけで何を言っているか分からない。そこに、手話通訳がついてくると、候補者を選べる。

#### ○委員

認知症の方の意思表示は、非常に微妙なところであり、できれば施設に投票所を作っていただき、○×式など簡単に意思表示ができる方法で、選挙に参加できるように検討していただきたい。

#### ○会長

事業所によっては、選挙管理委員会と協議し、投票所を設ける方法もあるかと思う。様々な高齢者の状態があるので、意思表示ができるかどうかは、一人ずつ判断することになると思う。そういう面も含めて、配慮していただきたい。

#### ○委員

6月8日に東京で全国手話言語市区長会総会が開催され、私も参加した。会の目的は、市長が賛同した場合に手話言語条例等を作るということを明記しているとのことである。条例をつくった自治体のほか、これから検討するという自治体も多くあった。ろうあ協会で運動している手話言語法の意見書が、全国1,788の自治体で採択され100%に達成した。その為、市区町村は手話言語条例を作るようにしているとのことである。

青森県内のある市で、手話言語条例を作る動きがある。9月議会にかけるとのことで、県内第1号となるのではないかと。とにかく青森市でも条例を作っていただきたい。

#### ○会長

全国手話言語市区長会に市長が入っていることは聞いている。今後、手話言語条例について、この分科会でどの様に取り扱うのか課題としたい。また、これから権利条例と手話言語条例が全国的に広まっていくと思うが、青森県がどの様に取り扱うのか、青森市の役割が課題であると思う。

最後に、条例の名称について、条例の名称が市町村によって様々ある。青森市として特徴のある名称にするのかどうかを含めて、事務局の方で検討の上、提案になるのか、もしくは、そういう意見をお聞きするのか検討していただきたい。